「大原野千句連歌記」について

中本　大

はじめに

元亀二（一五七一）年二月五日から七日までの三日間、洛西大原野勝持寺で連歌会が催された。「大原野千句」である。主催は細川藤孝。往時の歌壇・連歌壇を代表する貴顕や連歌師が集い、京洛に誇る桜花の名所「花の寺」で興行されたこの千句連歌は、若き幽斎や連歌師紹巴の代表的業績としても夙に知られ、その本文は古典文庫『千句連歌集八』にも収められている。参会者は細川藤孝を始め、聖護院道澄・三条西実澄・飛鳥井雅敦等の堂上歌人、及び紹巴・昌叱・心前・玄哉他の連歌師で、往時の連歌会や和漢聯句等にも屢々出座している連衆である。

この千句連歌の特色の一つに、天龍寺妙智院の学僧、策彦周良（一五〇一～一五七九）によって「大原野千句連歌記」が記されたことがある。こうした連歌興行に所謂「記」のような文章が付されることは大変に珍しいことであろう。本稿では、策彦の記した「大原野千句連歌記」（以下「連歌記」と略称）の内容を吟味しつつ、策彦が執筆に至った契機を考察し、当時の紹巴周辺の文学的環境についても言及したい。

一

策彦「連歌記」は古典文庫『千句連歌集八』所収の解説（黒田彰子氏・島津忠夫氏補）の末尾に国立国会図書館蔵『連歌合集十三』所載本文を底本として、蓬左文庫蔵『雑聞集』により校訂された本文が掲げられている。黒田氏も指摘されるように、幽斎自筆の連歌懐紙と共に勝持寺に奉納された「連歌記」は現在、所在不明である。しかし、鹿王院旧蔵、国立公文書館内閣文庫現蔵の策彦の別集『謙菴藁』（『謙斎藁』と合冊）には、訓点の付された「連歌記」本文が収められているのである。『大日本史料』第十篇之五所収本文（底本は東京大学史料編纂所蔵『策彦周良文集』）や『千句連歌集』解説本文とは多少異なる箇所もあり、以下に全

文を掲げる。

大原野千句連歌記　策彦

洛一人謂二牡丹一為レ花、蜀一人謂二海棠一為レ花、尊二貴之一也、亦如下称二欧陽司馬公一類上、豈非二鶴林玉露之清談一乎、吾一邦之人、古一来指二白一桜一樹一而不レ名而直曰レ花、其尊貴ヤ也倍二万于蜀洛花仙花王之比一矣、原一夫、境一致之因レ花以彰者夥、洛西大原野為二之最一、以近レ城人咸呼為二官花一矣、彼芳野泊瀬境、非レ不レ佳、花非レ不レ尤、与二大原一不二抗一衡一者、山一林之花而、遠一而遠也、今一茲仲一春之初、枢府幕一下、一一時貴一臣、兵部侍郎藤孝公、假二設華構於某一地一、而開二瓊一筵於随一処一、雅遊三日、連一歌千唱浮レ白跋レ紅、可謂太平一盛事也、聖護門主三条亜相為二之邀一頭一、紹巴唱犯心前陪二侍焉一、日一渉寒一剰、雖レ花稍一遅、遥一吟俯暢、逸一興溢一飛者何哉、此無レ他也、騒一人墨客之萃、或有下花二其筆一者上、或有下花二其尊一貴者上、不レ受二番風一、而別置二春色一、造一物者無一尽一蔵、其斯之謂歟、夫門主迺前関一白殿一下棠一棣行一中一而実一釈一門之周公旦一也、其才一徳則置而不レ論、々二其尊貴一則一界一百欧陽司馬一、何敢望二門主一耶、若二亜相一則天一資英一抜、而冠二縉一紳之列一、稔二倭歌妙一天一下之嘉一声一者久矣、吾染一衣之徒之非一軽、可二評一品一、倘追二娥一中華人一物一、而褒二之諸一、則雲一破月一来花弄一影郎中之流一亜歟、加一之、逍遥称名二一院蘭一孫蕙一昆、而令一聞令一望、無レ出二其右一者、難一哉三一世一其昌也矣、兵部亦細川氏之華一族也、於二其為一人也、雅一而不レ麁、風流好レ事、在二兵馬鞍一上一、亦口不レ絶レ吟、雖レ云一横一槊賦レ詩之曹孟徳一不二多一譲一焉、紹巴臨江之斎者、嚮レ是、称名院殿扁一焉、且一親筆以見レ附、僉一曰栄之又栄也、其操一履外雖レ不レ飾、内有レ所レ蘊、以二連一歌一善鳴レ世一者也、挙一群為二宗一匠之材一、優入二作一者之閫一域一、蓋合二宗祇宗長一為二一一人一、亦一復以レ道行二尊一貴一者哉、今一也此会席四美相一具、二一難相一并、是所二以境待レ人、々待レ境也、兵部嘱レ予以二記文一、々非下予所二旬鍛鵭錬一者上、為レ之奈一何、予壮歳聞二諸一東山霊泉老宿一、凡記者録レ所二其経一歴一也、況予足一未レ履二其地一身不レ陪二其席一、直一饒強髪一像作一為、寧為二当然一乎、是一以含一糊因循、愈一辞愈一督、殆一難二峻拒一、聊挙二一一二故一事一、以奉レ報二酬一命意之厚一、尓云

元亀二歳〻舎辛未季春下浣日

末尾の日付から、「連歌記」が記されたのは千句連歌興行の二月上旬から一箇月以上経過した三月下旬であり、その内容から策彦に執筆を依頼したのは主催者の細川藤孝であったことが知られる。幽斎はなぜ策彦に執筆を依頼したのだろうか。以下では、「連歌記」の内容を確認しながら、策彦が執筆に至った経緯を考察したい。

二

興味深い事実がある。策彦と並び、永禄・元亀年間の五山文壇を主導した相国寺の仁如集堯（一四八三～一五七四）の別集『鏤氷集』に次の詩題が収められているのである。[1]

庚午臘月十八於臨江斎、聖護院殿・飛井中将・細川兵部大輔相会、有五十題歌、予見招陪之、五首当座賦之、歌之象八首或七首、加紹巴・昌叱・心前三人、七員之外無他也

右の詩題は、その年記「庚午」から「大原野千句」張行前年の元亀元年十二月十八日の作であることが知られる。この日、紹巴の居所である臨江斎に、往時の歌壇の実力者、聖護院道澄・飛鳥井雅敦・細川藤孝と連歌師の紹巴・昌叱・心前の六人が参集して「五十題歌」の歌会が催された。その席に招かれた相国寺の仁如集堯は当座で五首の七絶を賦している。その詩題は「雪鶯」・「無題」・「竹霜」・「暁述懐」・「寄松祝」である。

この歌会の参会者と「大原野千句」との関連は明らかであろう。歌会参加者に三条西実澄（後の実枝）と数人の連歌師を加えた連衆で千句は張行されているのである。この臨江斎での歌会の開催時、既に翌年二月の千句連歌が企図されていたのか、或いはこの歌会の成功が「大原野千句」を導いたのか断言はできないものの、百韻連歌だけではなく、こうした私的な交流の積み重ねが千句連歌という文学的成果に結実したことは大変興味深い。

さて、その歌会に禅僧である仁如集堯が招かれていることと、「大原野千句」に策彦の「連歌記」が付されていることもまた、無関係ではないだろう。それだけではなく、元亀元年十二月の紹巴邸での歌会との関連を重視するならば、「連歌記」は策彦ではなく、仁如が作文していても不思議ではないのである。

仁如が「連歌記」を執筆しなかった（否、「できなかった」か）理由は何であろうか。例えば、連歌が興行された元亀二年二月当時、仁如は地方へ下向していた可能性もあるだろう。しかし別集『鏤氷集』を確認しても、京都を離れていた形跡はなく、五山での詩会には出席しているのである。[2] 執筆が不可能であったとは考え難い。しかも「連歌記」で「凡記者録所其経歴也、況予足未履其地、身不陪其席」と記すように、策彦自身、大原野勝持寺での連歌張行には陪席しておらず、自分には「連歌記」を記す資格のないことを吐露しているのである。では、なぜ「連歌記」は仁如ではなく策彦に依頼されたのであろうか。

考慮すべき要因の第一は、「連歌記」に「兵部（幽斎）嘱レ予以記文」とあるように、策彦と幽斎の関係である。しかし幽斎が敢えて仁如を遠ざけ、策彦に託したとは考えられない。なぜならば、翌元亀三年、幽斎は横川景三筆の『論語』の奥書執筆を仁如に依頼しているのである（『鏤氷集』地集所収「自細川兵部大輔殿、小補所書論語素本奥書求之」）。ではなぜ、「連歌記」執筆は仁如ではなく、策彦に依頼したのであろうか。

その関連は明らかではないものの、千句興行の数日前の一月二十九日に大覚寺で催された和漢聯句は注目される。大覚寺義性が発句を務めたこの興行に、往時の和漢聯句会にはそろって出座していた文壇の双璧、仁如と策彦の中、策彦のみしか出座していな

いのである。同年四月十六日に太秦真珠院主が紹巴邸で興行した和漢聯句会には両者揃って出座していることを考えると（『言継卿記』同日条）、一月二十九日の大覚寺和漢聯句に仁如が出座していないのは不審である。仁如不出座の理由も含め、仁如・策彦と「連歌記」の関係を考えるために、今一度「連歌記」本文に戻ってみたい。

「連歌記」では冒頭、大原野勝持寺の桜花を賞歎した後、四人の参会者の為人を記している。それが聖護院道澄・三条西実澄・細川藤孝そして紹巴である。当然ふれられてよいはずの若き飛鳥井雅敦については全く言及されていない。

「連歌記」における策彦の参会者への評価の基準は、連歌作者としての能力だけではなかった。「連歌記」に次の文辞がある。

騒人墨客之萃、或有レ花二其詞一者上、或有レ花二其筆一者上、或有レ花二其尊貴一者上。

即ち、参会者は付句の能力だけでなく、その出自で尊ばれるものもあるというのである。その代表が聖護院道澄であった。道澄について、「連歌記」には次のように記されている。

其才徳則置而不レ論、夕二其尊貴一則累二百欧陽司馬一、何敢望二門主一耶

「その才徳の高さを敢えて論ぜずとも、その生来の尊貴は欧陽修・司馬光を百倍しても届かないほどである」と言うのである。「釈門の周公旦」と言い、五摂家の筆頭、近衛家の当主の俗弟であることを称揚しても、その連歌作者としての技能にはあえてふれていないのである。

それに対して、三条西実澄については、その父公条とも策彦自身交流していたこともあってか、文辞を費やし、最大の賛辞を呈している。

若二亜相一、則天資英抜、而冠二縉紳之列一、稔二倭歌妙一、天下之嘉声一者久矣、吾染衣之徒之非二軽可二評品一、倘追娥中華人物一、而褒二之諸、則雲一破月来花弄レ影郎中之流亜歟、加一之逍遥称名二院蘭孫蕙昆一、而令聞令望、無レ出二其右一者、難哉三世其昌也矣

「その天与の才は堂上随一、和歌作者としての名声は世に聞こえ、私ごときが軽々しく論じられるものでもなく、しかも実隆・公条に続くその血脈は右に出るものもない」という手放しでの賞賛である。続く「連歌記」執筆の依頼者である細川藤孝を唐土の曹植に譬え、武人の風流を賞歎するものの、その記述は短く、策彦との交流の深さを感じさせる表現が見出せないこととは対照的である。

さて、「花其詞・花其筆」の代表として唯一連歌師の中で取り上げられているのが紹巴である。

紹巴臨江之斎者、嚮レ是、称名院殿扁焉、且親筆以見レ附、僉曰栄之又栄也、其操履外雖レ不レ飾、内有所レ蘊、以連歌二善鳴一世者也、挙レ群為二宗匠之材一、優入二作者之閫域一、蓋合二宗祇宗長一為二一人一、亦復以レ道行二尊貴一者哉

策彦の紹巴への評価は大変に高い。称名院三条西公条に親しく師

事したことから始まり、「以連歌善鳴世者」・「宗匠之材」と評し、更には「蓋し宗祇・宗長を合わせて一人と為す」という異例の賛辞を贈っている。既に拙稿でも述べたように、[3] 策彦は三条西公条を始め、宗養の父親で前代の宗匠、宗牧とも交流があった。また、紹巴とは永禄年間に両吟和漢聯句を屢々催している。その意味で、「連歌記」には、策彦が目の当たりにしてきた連歌という文芸の歴史が反映しているはずである。更に、実澄・紹巴への傾倒と賞賛、特に紹巴に対する評価に注目するならば、「連歌記」を実際に企画し、依頼したのは紹巴である可能性が高いと思われる。

三

「連歌記」の内容をさらに詳細に検討してみよう。「連歌記」冒頭の、

洛一人謂二牡丹一為レ花、蜀一人謂二海棠一為レ花、尊二貴之一也、亦如下称二欧陽司馬公一類上豈非二鶴林玉露之清談一乎

という詞章は、策彦自身記すように、『鶴林玉露』に依拠したものである。策彦の自著『蠡測集』（続群書類従・雑部所収）でも

欧陽司馬牡丹海棠ト云フヲ常ニ人ノ云テ不知出処。鶴林玉露ニ評シタソ。

と取り上げるように、博識を誇示すべき自慢の出典であった。しかし、この典拠は、東福寺善慧院の彭叔守仙（一四九〇～一五五五）が記した「独楽亭記」で既に利用されているのである。[4]

天文十三年三月、能登畠山氏の重臣、温井総貞が私邸の一隅に造営した小亭「独楽亭」の亭記執筆を依頼された彭叔が、実際能州を訪れたところ、いまだ造営以前であったため、「杜牧が実物を見ることなく「阿房宮賦」を作ったという謗りを自分もうけることになる」としながら書き上げたのが「独楽亭記」である。実際には陪席していないという製作条件が「連歌記」に類似しているだけでなく、文辞の点でも彭叔「独楽亭記」には、

羅大経鶴林玉露不レ道乎、洛陽人謂二牡丹一為レ花、成都人謂二海棠一為レ花、尊二貴之一也、如下称二司馬公一之類上

とあり、『鶴林玉露』の同一部分（人集・巻之一・「花」）を先行利用しているのである。出典である『鶴林玉露』は中世禅林においてもしばしば利用されており、「連歌記」では花、「独楽亭記」では司馬光の尊貴を譬えるためと、用法も異なっている。しかし、その発想の一致は偶然のものとは言い切れないだろう。逆に、策彦は「独楽亭記」を熟知し、学んでいたと考えられるのである。

彭叔「独楽亭記」には、続けて同じく温井氏から依頼された「亭詩」八首が収められている。作者は天用真燾・梅叔法霖・惟高妙安・仁如集堯・梅屋宗香・継天寿戩・江心承董そして彭叔である。いずれも往時の五山文壇を代表する学僧であるが、実は、天文六年、策彦の初度の入明に際し、壮行詩（「送策彦行詩」）を製した顔ぶれとほぼ一致しているのである。[5] しかも、天用・江心は策彦と同じ天龍寺に住しており、中でも江心と策彦の交流の濃密さは、先学によって指摘され、既に拙稿に述べた所でもある。[6] 策

彦が「独楽亭記」に無関心であったとは考え難いのである。

天文十三年当時、京洛にいたはずの策彦は「亭詩」作者に名を連ねていない。未だ西堂位に昇っていないことが関係していたのか、或いは三年後に控えた再度の入明のため、準備に追われていた事情も考慮する必要があるだろう。しかし、策彦が自らの「連歌記」を執筆するにあたって、「独楽亭記」を参考資料の一つに用いていることは、策彦の文学的環境を考える上でも大変に興味深いのである。

また、「連歌記」の執筆契機を考える上で無視できないのが、「文非下予所二旬鍛瞞錬一者上、為レ之奈何、予壮歳聞二諸東山霊泉老宿一、凡記者録レ所二其経歴一也」という表現である。策彦は、「文は自らが鍛練してきたものではない」と吐露しているのである。

既に拙稿で述べたように[7]策彦の最も得意とした領域は「聯句」であり、そのために不可欠な音韻や典故に通じていることには強い矜恃があった。実際、聯句の名手として周囲から遇されていたことは、惟高妙安の記した『城西聯句』跋文からも明らかである。その聯句の第一人者として自負していた策彦が、作文の分野で私淑した人物として「連歌記」の中で名が挙げられているのが「東山霊泉老宿」、即ち建仁寺霊泉院友社の常菴龍崇なのであった。応永・永享期以来、五山文壇に大きな影響を与えた建仁寺の学統に連なる常菴は、策彦からは一世代前の文壇の重鎮で、月舟寿桂・雪嶺永瑾らと同世代である。『蠡測集』に記すように、策彦の聯句作品には一華和尚、月舟寿桂の点の付されたものも多く、策彦自身、月舟への師事を自負していたと思われるもの[8]、常菴との関係を示唆するものは「連歌記」以外には見出せない。その意味で、幼くして鹿苑寺に入り、心翁等安に従った策彦の、文才を培ってきた環境の一端が窺えて興味深いのである。ただ、残された策彦の作品を見ても、聯句に比していわゆる「文」の比重が極端に少ないことを勘案すると、「連歌記」に記すように、彼が聯句ほどに「記」のごとき文体に自信がなかったことは確かであろう。そうした不安が彭叔のような先達の作品を参考にすることにも繋がっていったものと考えられる。

如上、実のところ、「連歌記」執筆に策彦が登用されたことに対する明快な理由は出てこないのである。逆に仁如の別集『鏤氷集』には、「記」や「名号」など、武将等の在家から依頼された文章が数多く収められており、その意味では仁如の方が執筆者として適任であるとさえ言えるのである。

四

ではなぜ、「連歌記」は仁如ではなく、策彦に依頼されのだろうか。その理由は、仁如に勝る策彦の能力が評価されたと考える以外ないだろう。そしてそれが聯句の才能であったと思われる。聯句作者としての策彦の権威は、往時の文壇の長老、惟高をして「畏友」と言わしめるほどであったが、その評価を決定付けた作

品こそ『城西聯句』であった。[9]

策彦と江心承董を中心として、ほぼ両吟の形態で詠まれた『城西聯句』は、天文八年、策彦が入明する際、明の高官に序文執筆を依頼するために携行した聯句集である。唐土の士大夫である豊坊の序文を戴いたという事実だけで、帰国後、本邦禅林における策彦の権威は不動のものとなったが、更に、この聯句集が禁裏に献上されたことは、禅林以外での策彦の評価を一層高めることになったと思われる。禁裏本『城西聯句』は、『言継卿記』永禄九年の記事中に散見しており、それ以前に献呈されていたことは間違いないのである。[10]

実際、月舟寿桂・雪嶺永瑾らの活躍した室町時代後期以降の、禅林文壇における聯句の優位性及び重要性は瞠目すべきものであった。[11] 能勢朝次氏が名著『聯句と連歌』でも述べられたように、万里集九が「聯句説」(『梅花無尽蔵』第六)において、聯句の法式を記した書がないとして、初心者のために、その細かい作法を縷々記していたことを考えると、弘治二年(一五五六)に惟高妙安が『城西聯句』跋文で、

聯句雖二一小技一、可三以達二大文一。蓋喬岳之一簣、岑楼之寸木也。熟二于属対一則達二于駢儷一、駢儷者文章之極致也

と述べ、四六文にも通じる聯句の有用性を称揚したことは隔世の感があるだろう。惟高の跋文に、多少の誇張があるとしても、室町時代末期の禅林では、こうした表現を以て比喩することにも違和感を抱かせないほど、聯句の地位は向上していたのである。

その中で仁如は、禁裏や堂上貴族の主催する和漢聯句会には積極的に参加し、主導していたものの、禅林での聯句では策彦ほどの目立った業績は残しておらず、その意味では両者は極めて対照的なのであった。

興味深い事実がある。永禄・元亀年間の禅僧の参加した和漢聯句会の中、「大原野千句」を境として、仁如と策彦の句数が逆転しているのである。即ち、元亀二年より以前は、一・二句の差ではあっても、常に仁如の句数が策彦を上回っていたのに対し、元亀二年四月十六日の紹巴邸での興行で初めて、策彦の句数が仁如を超えたのであった(仁如十・策彦十一。『言継卿記』に拠る)。即ち、「連歌記」の執筆は、禅林聯句のみならず、和漢聯句の領域でも策彦が第一人者となったことを知らしめる役割を果たしたことにもなるのである。

室町時代後末期禅林における聯句の権威化に伴い、永禄・元亀年間に聯句作者として最も高い評価を受けたのは策彦であった。その結果、記録者としての適性ではなく、禅林を代表する聯句作者として「連歌記」執筆を依頼されたのであった。そしてそこには、当代一の聯句作者、策彦の起用によって、自らの連歌興行の権威を高めようという、幽斎や紹巴の目論見があったとするのも穿ちすぎではあるまい。

おわりに

永禄・元亀年間、文壇に登場した細川藤孝は、連歌会や和漢聯句会を主催しつつ、そのパトロン的役割を果たして行く。そしてその雅会の多くに同席し、文学的名声を高めていたのが紹巴であった。その紹巴が親しく交わった禅僧が仁如であり、策彦であった。中でも、聯句連歌を通じて最も交流のあったのが策彦である。既に拙稿で述べたように、[12] 紹巴を、連歌作者として評価した策彦とは異なり、仁如は和歌作者として遇していることと、「連歌記」の執筆依頼は無関係ではないのである。その意味で「連歌記」は、親しく交歓していた二人の禅僧、仁如と策彦に対する紹巴の評価を反映し、紹巴と策彦が連歌・聯句それぞれの世界で第一人者であることを宣言した作品でもあったのである。

注

(1)『鎌氷集』本文は、東京大学史料編纂所蔵謄写本による。

(2)『鎌氷集』には「千里飛梅　元亀二仲春初九会于牧庵」及び「春雲傍花　二月廿六日清叔泉侍者会之」なる元亀二年二月の詩会での詩題が収められている。

(3) 拙稿「天文・永禄年間の雅交」(『古代中世文学研究論集』第二集・和泉書院・一九九八) で詳しく論じている。参照されたい。

(4) 東福寺善慧院所蔵『猶如昨夢』所収本文による。なお、「独楽亭記」には三田良信氏による注釈がある(「独楽亭記」註釈」・『七尾の地方史』・七尾地方史の会・一九九三)。参照されたい。

(5) 一致するのは惟高・彭叔を除く六名である。なお、「送策彦行詩」は牧田諦亮『策彦入明記の研究』(法蔵館・一九五九) 所収本文による。

(6) (3) と同じ。

(7) (3) と同じ。

(8)『蠡測集』では、二度にわたり、月舟から批点され、評価されたことを記している。また、策彦の聯句作品は、内閣文庫蔵の聯句集『梅花無尽蔵』に多く収められているが、『城西聯句』同様、そこでも一華和尚・月舟の批点を仰いだものが散見する。

(9) 京都大学付属図書館平松文庫蔵本による。文中、惟高は「亀山妙智盟主策彦禅匠者愚之畏友而膠之交也」と記している。

(10) (3) と同じ。

(11) 例えば、文禄二 (一五九三) 年に豊臣秀次が再興した五山の詩会・聯句会でも、聯句会参加者は、詩会以上に厳しい基準が設けられていたことが知られる。詳しくは拙稿「豊臣秀次と文禄年間の五山の文事」(『古代中世文学論集』第一集・新典社・一九九八) を参照されたい。

(12) (3) と同じ。

(なかもと・だい　本学助教授)